

令和元年度（2019年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）6月4日（火）
午前9時30分から午前11時25分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
 - 議案第2号 令和2年度（2020年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
 - 議案第3号 令和2年度（2020年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について
 - 議案第4号 令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
 - 議案第5号 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第6号 熊本県産業教育審議会委員の任命及び解職に係る臨時代理の報告及び承認について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 11月定例県議会及び2月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について
 - 報告（2） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択基準等について
 - 報告（3） 平成30年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果について
 - 報告（4） 他県で発生した事故・事件を踏まえた幼児児童生徒の安全確保について
 - 報告（5） 県立高校生自死事案（平成25年8月17日発生）に係る裁判（判決）報告について

- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）
教育長が開会を宣言した。
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が櫻井委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第6号は人事案件、報告（5）は争訟に関する案

件のため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第5号、報告(1)から報告(4)を公開で審議し、議案第6号及び報告(5)を非公開で審議することとした。

(5) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しております。こちらは、これから令和元年6月定例県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、教育委員会に付議し、御意見を伺うものです。今回、提案いたします議案は、2ページの県知事からの依頼文にあります4件でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、「第1号」は、令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)です。7ページをお願いいたします。教育に関するものとしまして、表頭“款”の欄、「7 教育費」を御覧願います。表頭“項”の欄「1 教育総務費」に109万5千円を、「2 社会教育費」に91万3千円を補正予算として計上しております。

内訳については、次の8ページの別紙「教育委員会 6月補正予算 内訳」を御覧願います。「7 教育費」の「1 教育総務費」ですが、「英語教育エンパワーメント事業」としまして、新学習指導要領で求められる生徒の英語での発信力を高める授業の在り方について研究し、普及を図るための、教員指導力向上研修等を実施するものでございます。

「2 社会教育費」は、これは国の補助事業ですが、「子どもの読書活動推進支援事業」としまして、子供の読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた取組を実施し、その成果や課題について検証、分析するものでございます。

9ページをお願いいたします。

次の「第5号」は「熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例」の制定に係るものでございます。条例案の概要につきまして12ページを御覧願います。これは、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、令和2年(2020年)4月から「会計年度任用職員」制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

13ページをお願いいたします。

次の「第6号」は、「地方公務員法及び自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」の制定に係るものです。条例案の概要については、22ページを御覧願います。これは、先ほど御説明した第5号と同様に、「会計年度任用職員制度」が導入されることに伴い、「3 内容」に記載されております17の関係する条例について規定の整備等が必要となり、これらを一括して改正するものです。

24ページをお願いいたします。次の「第15号」は、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定に係るものです。これは、熊本県立総合体育館大体育室に新たに設置する大型映像装置について、条例に使用料を追加するもので、令和元年10月2日から施行することとしています。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明につきまして御質問御意見等はございますか。

木之内委員

最初の補正ですけど、英語エンパワーメントについて詳しいことがわかればお願いしたいです。

高校教育課長

はい。高校教育課でございます。この事業は、国が本年度から英語教育改善プラン推進事業ということで、新たな事業を始めました。それに対して本県も申請をいたしまして、その申請が3月にずれ込んだものですから、本来であれば当初予算に計上すべきところだったのですが、6月の補正にお願いするというふうになりました。内容としましては、これは教員向けの研修でございます。1つは英語教育推進リーダーによる指導力向上研修ということで、本県には、英語教育推進リーダーという国の研修を受けた者が5名いますけれども、それを高校の教員に研修をすると。もう一つ外部から講師を呼んできまして、指導力向上の研修会・講演会をする。もう一つが、指導力向上の授業研究会ということで、英語の教員の授業を見ていただいて、それを見ながら、意見を出し合いながら、研修を行うというようなことで、主に3本立てとなっております。この109万5千円は全て国補助の事業の対象ということになっております。以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。他に何かございますか。
はい。お願いします。

吉田委員

社会教育課の読書習慣の形成はとても良いことだと思いますが、その効果についての検証や分析についてはどのように考えられていますか。

社会教育課長

はい、社会教育課でございます。まだ検証分析というところまでは至ってません。これから具体的な取組みとして、中高生に対して小学生への読み聞かせを行うという形の対応を県で企画し、菊池市にやってもらうということで企画してまします。あとは先生たちに対して授業の中で読み聞かせについて、いろんなことを授業の中で取り組むことについてお願いする、ということ踏まえて、実際やってみてもらった結果のアンケートを取りまして、分析していく形になっております。その結果を踏まえながら、検証分析のやり方も考えていきたいと考えております。以上です。

吉田委員

昨年、天草工業高校での視察で高校生たちが絵本をつくり、それを小学校に出かけて読み聞かせをしているということでした。とても素晴らしいことで、こうしたことを全国に発信できればいいと思います。このケースなどは、検証にたえる効果として考えることができる。

教育長

ありがとうございます。他に何かございますか。

教育長

回答及び追加説明が必要なものはありますでしょうか。

教育長

この件につきましては議案の通り可決でよろしいでしょうか。

(委員了解)

教育長

はい。ありがとうございます。

○議案第2号 「令和2年度(2020年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

高校教育課でございます。議案第2号「令和2年度(2020年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。まず、1の「入試制度の大枠」につきましては、平成24年度入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としております。2の「前期(特色)選抜」について御説明いたします。(2)の「実施学科等」につきましては、普通科の中で第1学年から定員を定めて募集するコース、例えば体育コース、福祉コースなど、また、専門学科及び総合学科のうち、希望する学科・コースで実施しておりますが、国が検討を進めている、普通科を特色化する改革の趣旨を先取りする形で、「地域に根ざした、特色ある取組」を行っている「スーパーグローバルハイスクール」指定校4校の普通科も対象に加えることとしております。(4)の「募集人員」につきましては、募集定員の50%以内としております。(6)の「選抜方法等」につきましては、3ページのとおり、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしております。(7)の前期(特色)選抜の日程は、記載のとおりとしております。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、県立小国高等学校で実施し、(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としております。日程につきましては、前期(特色)選抜と同じでございます。続きまして、4ページを御覧ください。4の「後期(一般)選抜」については、(2)にありますように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期(特色)選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としております。また、併設型の中高一貫教育を行う高校におきましては募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としております。(5)の「選抜方法等」につきましては、学力検査として国語、社会、数学、理科、英語の5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いにつきましても、これまでどおり学力検査を行う5教科につきましては、学力検査の得点を用いて7ページに記載の別表により補正を行うこととしております。5ページ(6)の学校選択問題につきましては、数学及び英語の学力検査において作成いたします。なお、英語の学校選択問題につきましては、リスニングテストも含まれます。(7)の「後期(一般)選抜の日程」は、記載のとおりとしております。

続いて、5の「二次募集」につきましては、全日制課程及び定時制課程において、合格者が募集定員に満たない学校、学科・コースについて実施することとしております。6の「その他」につきましては、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しております。

以上、要点のみを説明させていただきましたが、御審議の程よろしくお願いたします。

教育長

ただ今の説明につきまして御質問等ございますか。はい。お願いします。

吉田委員

説明のありました学校選択問題ですが、どのくらいの種類を準備されるのでしょうか。

高校教育課長

はい。あの基本的にA問題とB問題というふうに、数学及び英語で2種類ずつ作成をしまして、あらかじめ学校で選択問題AかBかというのを指定していただいて、それに合わせて印刷物を揃えます。

吉田委員

これまでもそういう経過で進められているのですか。

高校教育課長

はい。昨年度と変わらない方針です。

吉田委員

良い悪いは別にして、Aが多いとか、Bが多いといった傾向はございましたか。

高校教育課長

各学校で選びますけども、Bの方が少し問題のレベルがちょっと高い問題で、そこを学校で選んで解答するというようにしております。

吉田委員

ということは、難易度で2つほど準備されているということですね。

高校教育課長

はい。難易度で分けて作成をするということにしております。

吉田委員

AとBに質が目的の違いがあれば、一方を選択した理由やその判断結果について検証する必要があると思ったのですが、難易度によっていることがわかりました。

教育長

他に何かございますか。

教育長

私から確認ですけども、今回昨年度より大きく変わった点は2ページの2番の(2)ですかね。エのスーパーグローバルハイスクール指定校の全ての学科をこの前期選抜に入れるというのが大きな変更点という理解でよろしいのでしょうか。

高校教育課長

はい。そこが一番大きな変更点でございます。

教育長

その趣旨あたりをもう一度説明をお願いします。

高校教育課長

ひとつはスーパーグローバルハイスクールというのを教育委員会から指定をしております。阿蘇中央高校、高森高校、上天草高校、球磨中央高校。これは平成30年度から地域と連携しながら、学校を活性化しようという取り組みをしている学校4校を指定しました。それで地域と連携しながら活動していただいているところですけども、これまでは普通科を前期選抜としないということにしておりますが、学校からの要望もあり、地域からその学校に残って、地域の研究をしながら頑張ろうという生徒もおります。そういったこともあり、国の教育再生実行会議で普通科の改革という提言の中で、地域課題の解決を通じ、体験と実践を伴

った探求的な学びという分類も今後審議されていくというようなこともございましたので、それであれば、この学校に来たいと思っている生徒を、普通科のほうでも前期選抜で取りたい。というようなことで設定をさせていただいたところがございます。

教育長

はい。ありがとうございました。他に何かございますか。回答もれ、追加説明等他に何かございますか。

教育長

この件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了解)

教育長

はい。ありがとうございます。

○議案第3号 「令和2年度（2020年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

引き続き、議案第3号「令和2年度（2020年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。資料を御覧ください。

1の「入学者の選抜について」及び2の「出願資格」は、昨年度からの変更点はございません。3の「募集定員」については、県立中学校3校それぞれについて、1学年2学級80人を定員としております。4の「検査について」は（1）にありますように、小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみるために適性検査と、（2）に記載の集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみることであります。

次に、5の「入学者選抜の日程」については、記載のとおりとしております。このうち、入学者選抜検査日は、受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施することとしています。

また、入学意思確認書提出期間は、令和2年1月24日（金）から1月29日（水）としておりますが、これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明につきまして御質問等あればよろしくお願いをいたします。

教育長

これは、基本的に大きな変更はないという理解で宜しいでしょうか。

高校教育課長

はい。昨年度と変わらない内容で実施したいというふうに考えています。

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

では、この件につきましては原案のどおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了解)

教育長

はい。ありがとうございます。

○議案第4号 「令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」

特別支援教育課長

議案第4号 令和2年度（2020年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について、御説明いたします。提案理由は、令和2年度（2020年度）の県立特別支援学校高等部等における入学者選抜の実施に当たり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためであります。

資料の2ページを御覧ください。特別支援学校高等部への入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるのに必要な能力、適性等を総合的に評価するものです。

特別支援学校高等部の入学者選抜は、Ⅰの特に職業自立を重視した教育を行うひのくに高等支援学校及び松橋支援学校高等部専門学科と、次のページのⅡそれ以外の特別支援学校で実施します。

昨年度からの大きな変更点はありません。

まず、Ⅰの、ひのくに高等支援学校及び松橋支援学校高等部専門学科について御説明いたします。

1（1）出願資格では、志願できる者を、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～④を満たしている者としております。

（2）検査等につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができるとしております。

（5）主な日程につきましては、願書受付は、令和2年（2020年）1月20日～22日まで、ウの検査を、1月30日（木）・31日（金）に行うこととしております。

2 二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとしております。次に、3ページを御覧ください。

前のページの2校以外の特別支援学校高等部について御説明します。1の

（1）のとおり、出願資格を、原則として学校教育法施行令第22条の3に示された程度の障がいを有することとしております。この第22条の3には、視覚障がい者や聴覚障がい者など、特別支援学校に該当する幼児児童生徒の障がいの程度が定められております。（2）検査等につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができるとしております。（5）主な日程は記載のとおり、願書受付を、令和2年（2020年）2月13日～18日まで、検査を、3月10日（火）、11日（水）又はいずれか1日のみで実施することとしております。

令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針については、以上のとおりです。御審議、よろしく申し上げます。

教育長

ただいまの説明について、御質問等があればお願いいたします。

吉田委員

検査等の内容は、一般的に公表されているのですか。

特別支援教育課長

はい。

吉田委員

ありがとうございます。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

教育長

すみません。私の方から1点だけ。これは、1と2で分けてあるのは、障がいの程度で分けてあるという理解でよろしいでしょうか。

特別支援教育課長

1番につきましては、知的障がい者を対象とする学校の内、特に職業自立を目指すお子さん方を対象とするということで、学校と学科の特色に応じて日程を切り分けて、使用していることにより1番と2番に分けてあります。

教育長

重複受験も可能なのですか。

特別支援教育課長

そういうことになります。ひのくに高等支援を仮に不合格になったお子さんについては、他の学校の高等部を受験する資格があるということになります。

教育長

はい。ありがとうございました。では、この件につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(委員了解)

教育長

はい。ありがとうございます。

○議案第5号 「指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」

義務教育課長

議案第5号の「指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明します。これまで、本県では、「指導が不適切な教諭等」の取扱いにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2」及び「教育公務員特例法第25条の2及び同法第25条の3」を根拠として、教育委員会規則を制定し、運用してきたところです。

しかし、平成29年4月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、第25条の2が第25条、第25条の3が第25条の2となる引用条項の条ずれが生じたため、本規則を改正することとしました。

なお、今回の改正につきましては、引用条項の条ずれへの対応及び所要の整理を行ったのみで、内容の変更はございません。本日、御承認いただければ、県公報によって公表し、施行したいと考えております。公表日を施行日としております。以上、説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。お願いします。

吉田委員

教師が子どもたちの「自ら学ぶ意欲」や「主体性を育てる」ということを強調します。これに対して、私は、まずは教師自身が「自ら学び」「主体的に生きる」力を持つことが必要だと言ってきました。その点、教師に対話力が必要になります。そして、子どもが対話したいという気持ちを引き出す教育をすることが

期待されます。これに関連して、教師のコミュニケーションスキルを高めるトレーニングを考えていただきたいと思います。

教育長

はい。ありがとうございます。はい。お願いします。

吉井委員

今の吉田委員の御意見とちょっとか被るのですが、主体的、対話的で深い学びの実現というところで、これはたぶん授業する中でも強調されていることだと思いますが、主体的とか対話的は、先ほど吉田委員もおっしゃったコミュニケーションのことなのですが、コミュニケーション能力がちょっと不足している生徒さんにとってはこの対話的学びはかなり苦痛になると思います。ここは気をつけてご指導いただければと思います。対話をしていけばいいというわけではありませんし、もしそれが生徒さんにとって苦痛であればそれは逆に問題になると思いますので。それぞれの生徒さんの個性に合わせて対話も加減を見ていただけるように先生方にご指導よろしく願いいたします。

義務教育課長

はい。ありがとうございます。あの対話的な学びにつきましては吉井委員からありました子ども同士の対話も想定されていますが、教師との対話であったり、物や人・本や歴史的人物のいろいろなものとの対話が実は書かれております。表面的には、子ども同士の対話のみでなく、広く理解が進むように教育課程等を通じて周知していきたいと思っています。

吉井委員

ありがとうございます。

教育長

他になにかございますか。回答のまれや追加説明で必要なものはございますか。

教育長

では、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員了解)

教育長

はい。ありがとうございます。

○報告(1) 「11月定例県議会及び2月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」

教育政策課長

教育政策課でございます。報告(1)として、「11月定例県議会及び2月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」御説明させていただきます。

教育委員会における議論の参考としていただくため、報告するものです。

報告(1)－1を御覧ください。11月に開かれました定例県議会では、記載のとおり質問があり、別添のとおり答弁いたしました。併せて参考として議事録も添付しております。

続きまして、報告(1)－2を御覧ください。2月に開かれました県議会では、記載のとおり質問があり、別添のとおり答弁いたしました。こちらは概要を添付しております。

なお、添付している資料は、熊本県議会事務局がホームページに掲載しております議事録及び「くまもと県議会報第202号及び203号」から教育庁関係の

ものを一部抜粋しております。

県教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んで参ります。簡単ではございますが、報告（１）は以上です。

教育長

ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いします。

教育長

様々な視点から議会のほうでも質問いただいておりますし、教育委員会の考え方を答弁させていただいておりますので、また後ほど御覧いただければと思っております。また、御質問等がございましたらよろしくお願い申し上げます。

- 報告（２） 「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和２年度（２０２０年度）使用教科用図書の採択基準等について」

義務教育課長

報告（２）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和２年度（２０２０年度）使用教科用図書の採択基準等」について、ご報告いたします。本年度は、来年度から小学校で使用される教科書の採択の年でございます。各市町村教育委員会では、８月末日までに採択することとなります。

今回、県教育委員会として、市町村教育委員会の行う採択に関して指導、助言、または援助を行うものとして教科書の「採択基準等」を作成しました。

採択基準は、「１」で示しております（１）～（３）を原則として、具体的な内容を「２」の（１）～（８）、合計１０の観点で示しております。この１０観点については、今回の新学習指導要領の趣旨を踏まえ、（２）において、「主体的・対話的で深い学び」に関する内容を入れているところが前回からの変更点でございます。

また、「４採択の方法及び留意事項」につきましては、公正確保の徹底を期すよう、昨年に引き続き、（２）に、「教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないよう留意すること。」を示しております。

なお、この「採択基準等」については、関係法令に基づき、熊本県教科用図書選定審議会に諮問し、５月２７日（月）に実施しました第２回審議会の際に、「適切である」と答申をいただいたところです。

また、この「採択基準等」に基づいて、来年度から使用される小学校用の教科書についての調査研究資料「選定資料」を作成し、各管内の教育長会議に本課から出向き、説明しているところです。

今後、採択基準及び選定資料等につきましては、県内の各採択地区で採択事務が行われます際の参考資料として活用していただくこととなります。

以上で、報告を終わります。

教育長

はい。ただいまの説明について、御質問等があればお願いいたします。

教育長

今、御説明がありましたけど大きく変わったところは１ページの２の（２）のところという理解でよろしいのでしょうか。

義務教育課長

はい。さっき１ページの２番のところの（２）の部分を変えております。主な変

更点でございますが、そこの上の1番の1から5につきましても以前のものよりさらに詳しく学校教育の基本として、学習指導要領に示されている内容を詳細に付け加えたところはございますが、主には(2)の部分でございます。

教育長

例えばどういうところが、というところで簡単に御説明をいただいでよろしいでしょうか。

義務教育課長

はい。(2)は1ページから2ページにかけまして①②③を付け加えておりますけども、①のところでございますように、一番目のところの学ぶことに興味や関心を持ち自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、この文言はいわゆる主体的な学びの定義でございます。同じように2ページの②③は対話的な学び、③は深い学びとして、教科書がたいへん工夫されているというふうに調査前に考えまして、設定を詳しくいたしました。

教育長

ありがとうございました。他に御質問はございませんか。

(委員質問なし)

教育長

ありがとうございました。

○報告(3) 「平成30年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果について」

学校安全・安心推進課長

資料の報告(3)を御覧ください。昨年度、実施いたしました「熊本県公立学校 心のアンケート」調査結果の概要について御説明いたします。全ての児童生徒に対して、質問用紙法による無記名のアンケート調査を実施いたしました。

「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学校が19.9%、中学校が4.7%、高校が1.2%、特別支援学校が4.4%でした。平成29年度に比べて、全ての校種において微増しております。次に、「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒は、小学校が25.4%、中学校が30.3%、高校が35.3%、特別支援学校が38.2%でした。なお、「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒の数は全体で5,457人でしたが、これらの児童生徒については、その後の継続的な取組によりいじめ行為は概ね止んでおります。ただし、一部の児童生徒については細やかな様子観察など見守りを続けているところです。

次に、「いじめられたことをだれかに話したか」につきましては、「話をした」と回答した児童生徒は、小学校68.1%、中学校77.1%、高校83.6%、特別支援学校72.7%で、中学校と高校で増加しています。

次の「いじめを受けた人は、なぜ話をしなかったか」については、小学校では「自分で解決できると思った」が最も多く、次いで「いじめられていることを知られたくなかった」の順となっています。それ以外の校種では「話しても解決しないと思った」が最も多くなっています。中学校、高校では「自分で解決できると思った」、小学校、中学校では「家族などに心配をかけると思った」、「いじめられていることを知られたくなかった」という理由が多く挙げられました。

次に「今の学年になって、だれかにいやなことを言ったり、したことがある」と答えた児童生徒です。小学校が28.3%、中学校が23.2%、高校が7.

3%、特別支援学校が9.8%となっており、すべての校種において減少しています。これは、自分の言動が他者を傷つけないように意識する児童生徒が増加していると思われます。

次に、「自由に使えるネットに接続可能な機器、これはゲーム機器等を含む携帯端末のことですが、それらの機器を持っていますか」については、持っている児童生徒が、小学校が75.7%、中学校が92.9%、高校が98.6%、特別支援学校が74.5%で、平成29年度より増加または横ばいとなっています。スマートフォンの所持率については、小学校が19.5% (+2.7ポイント)、中学校が55.0% (+4.8ポイント)、高校が95.7% (+2.7ポイント)、特別支援学校が59.8% (+17.5ポイント)で、特に特別支援学校で大きく増加しています。

次に、4の考察について説明します。

「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、ほぼ横ばいの状態が続いています。「だれかにいやなことを言ったり、したことがある」と回答した児童生徒は、すべての校種において減少しており、自分の言動が他者を傷つけないように意識する児童生徒が増加していることがうかがえます。

昨年度、新しく質問項目に加えた「いじめを受けた人が、なぜ話をしなかったのか」において、中学校、高校、特別支援学校で「話しても解決しないと思った」の回答が最も多いことを踏まえ、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに更に努める必要があると考えています。また、相談することで問題を解決した事例等を児童生徒に伝えるなどして、他者に相談することの重要性を理解させることも重要と思われます。

また、全ての校種でスマートフォン所持者が増加し、LINE等のSNSを利用する児童生徒の割合が増加しています。ネット接続端末利用における「家庭でのきまりごと（ルール）」づくりでは、保護者が児童生徒に教育できる十分な知識を身に付けることが必要だと考えています。

まず、①として「親の学び」講座等において、保護者や児童生徒に「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の更なる周知を図り、家庭、学校、地域における利用ルールづくりのための話し合いを更に後押ししていきたいと考えています。また、保護者向けに情報安全出前講座等を活用した研修を引き続き取り組んでいきます。

次に、②として、全ての県立中・高校に導入した、スマートフォン等から匿名でいじめ等の情報を送ることができる「いじめ匿名通報アプリ」を、相談先の一つとして引き続き周知を図り、いじめの早期発見、早期対応につなげて参ります。

③として、いじめられた相手として「クラスの人」という回答が最も多かったことを踏まえ、全ての学校で集団づくりの取組や、児童会生徒会の活動を通じたいじめを許さない学校の風土づくりの取組を充実させるよう努めて参ります。また、人権教育やストレス対処教育の更なる充実に加え、児童生徒間で悩みを話したり、助けを求めたりできるような力や悩み等を聞いた時の受け止め方等について学ぶプログラム等について検討いたします。

(4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、時間数の充実や、それに合わせた増員を図っています。引き続きこれら専門家の積極的な活用を図り、各学校における教育相談体制を充実させて参ります。

次に、(5) 学校が抱える様々な課題の解決に対し、会議の削減や部活動の見

直しなどの「学校改革」に引き続き取り組み、教職員が子どもと向き合う時間の確保につなげて参ります。

参考資料として、詳しい数値データ、調査用紙を添付しておりますので、そちらも参考にさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教育長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見等があれば、お願いします。

吉田委員

今後の課題として考えていただきたいことがあります。「いじめを受けて話をしなかった」理由として「話しても解決しないと思った」というのがありますね。これは、学年や性別によって違うのではないのでしょうか。そうであれば、先生がたその点を意識して状況を踏まえて対応することが非常に大事だと思います。こうした分析は大変ですが、その結果を教師の行動として実現することが必要です。

また、「いじめを受けた」ことを相談した相手として「担任の先生」が上位に位置づけられているのはとても良いと思います。担任の教師が頼りにされている、相談相手になるのですから、先ほど話題にしました対話力をさらに磨いていただきたいですね。

それから、今の学年になって「誰かにいやなことを言ったりしたことがある」の回答が減少したということでした。しかし、本人はそのつもりは無くても受けた側はそうではないことがあるものです。その点で、「自分は言ったつもりはない」が増加しても、それだけでよしとするわけにもいきません。授業などを通して日常的に「同じ言葉でも人によって受け止め方が違うこと」を教師が強調する必要があります。先生方には、そうした真意が伝わる関わり方をしていただきたいと思っております。

教育長

何か、今のでありますか。

学校安全・安心推進課長

はい。学校安全・安心推進課です。御指摘の件、ありがとうございます。その部分につきましては調査報告も踏まえまして、しっかりとこちらもデータを見ていきたいと思っております。あと、各学校のほうはこのアンケート、昨年の大体11月から12月に取っておりますので、その結果も踏まえまして、特に県立高校では年度が替わりまして、人権またはいじめ問題、生徒理解職員研修等で結果等も活用しますので、そういった内容や大事な視点につきましては、校長等にこちらからも指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長

はい。お願いします。

木之内委員

いろいろ取組をされているようですけれども、今後の取組のところで「親の学び講座」を今後さらにやっていくということなのですが、小中学校は出席率が高いのかもしれないのですが、高校になると出席する保護者が非常に偏っているという話をよく聞くのですが、その辺の現状と、仮に出席率が低いことに対する対応は何かお考えでしょうか。

社会教育課長

はい。社会教育課でございます。御指摘のように確かに高校での保護者に対す

る親の学びは少なくなってきたと、相対的に小中学校の保護者のほうが多くなっています。高校では、どちらかという生徒のほう。これから親になる、親になるための学びというところの講座を「親の学び講座」の中で進めているというところがございます。生徒に対するこのようなルール作りとかを内容とした講座をやっているというところが中心になります。高校に限らず小中学校でもなかなかこういった講座に参加される保護者の方は意識が高い方が多くございます。参加されない方に対する対応としては、学校の一斉検診や保護者会など必ず出なければならない場合の前後を利用しまして、その機会を捉えて普段参加されない保護者に対しても親の学びを実施していくような取組を進めているところがございます。以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか

木之内委員

はい。

教育長

他にないでしょうか。はい。お願いいたします。

吉井委員

いろいろな対策を考えていただいて、ありがとうございます。「いやなことを言ったりしたことがある。」と回答した生徒さんが少なくなっていて、「傷つけないように自分が考えてきている。」というものが増加して良かったかなと思います。「いじめられたことがある。」と回答している人も減っているようで、これも良かったと言いたい所なのですが、結局まだあるということです。まだいじめがあっている、いじめを誰かがしているということで、いじめがゼロになることはおそらく無いでしょうが、まださっきの数字が5, 400と出ていましたが、それだけまだ、いじめられている生徒さんがいるということで、解決した後の残りの数字ですね。大きな数字ではないかと思えます。なんとかそれを減らす方法が無いかと本当に思ってしまいます。いただいている資料の中で、3ページの一番上ですけど「話しても解決しなかったと思った。」という生徒さんがとても多い。これは、ほとんどあきらめです。どうしようもないから黙っておこうという気持ちになっていらっしゃる。本当に残念なことです。その対応策として、気軽に相談できる生徒さん主体の委員会等を設置するという事がありますが、ただその下を読みますと一番多い、いじめがクラスの人、あるいは同級生であることを考えると児童生徒で出来た委員会に、はたして通報ができるのか、自分がいじめられていることが言えるのかと、私はここを疑問に思いました。もちろん作ってみられて、それで減れば本当にありがたいことであるのですが、同級生、あるいはクラス内にそういう相手がいる以上これは、逆に言いづらくなるのではないかなとちょっと心配をいたしました。あと一つ、いつも言っていることですが、見えない、いじめと言いますか、いじめにならない、いじめがあります。これはぜひ気を付けていただきたいと思えます。アンケートを見ますと、5ページのアンケートになります。どないいじめを受けたのかで「仲間はずれにされた。」「みんなに無視された。」というのが結構高い割合で出ています。両方足すと40%くらいになりますね。これは、いじめをやっている側にすれば「そんなことはしていません。」「そんな覚えはありません。」「やっている意識はありません。」と言いつけが出来るものです。これを努めてやっているとそれは、はっきりいじめになると思いますが、でもそこは、見ている人には分からない

ものです。こういったいじめは確実にありますので、そこに先生が気付かれるかどうか。気付いていただきたいのですが、かなり難しいのではないかなと思います。いじめられた生徒さん・いじめた生徒さん・先生・保護者、この4者でいじめに関する意識が微妙に違ってきていると思います。できる限りいじめられた生徒さんの意識に合わせる形でいろんなものを見ていっていただきたいと思います。以上です。

教育長

はい。ありがとうございました。

学校安全・安心推進課長

はい。委員の御指摘の点、しっかりと学校のほうに伝えていきます。今、特に管理職のほうに中学校・高校では教科担当で様々な職員の目で生徒を見ますので、そういう休み時間や授業以外の部分で教頭、校長あたりに学校巡回していただいて、児童の様子を見ていただくように、さらに徹底して努力してまいりたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

吉井委員

お願いいたします。

堀内委員

いろいろたくさん資料をまとめていただいて、ありがとうございます。すみません。一つ今後の取組について、ちょっと一つお話をさせてください。最後の行ですね。児童生徒間で悩みを話したり、助けを求めたり出来るような力や、悩みを聞いたときの受け止め方等についても学ぶプログラムについて検討すると記載されております。私は、ぜひここは力を入れてやっていただければなと思います。やはり、いじめというのは絶対に無くならないものだと思います。いじめを無くそうとか、いじめている側にいじめをやめなさいというだけでは、もう違うのかなと思います。それは受ける側がどれだけそれを受けて流せれる力があるかというところで、さきほどもお話がありましたが、相手はそういうつもりで言っていないけど受け止める側にはそう聞こえる。というところで一番お互いのコミュニケーションのズレで、いじめられているとか、いじめたというふうな誤解を生みがちです。もちろんそれをいじめとしてやっている子もいるかもしれませんが、そこは誤解を生じるようなところだと思います。ですので、そう言われた側も、それをどう受け止め、どう流せるかという力を付けていくこともすごく必要かなと思います。「いじめをするな。」といじめをしている側にそれを「やめろ。」と言っても本当にそれがゼロになることは無いので、反対に受ける側がどう強くなっていくか、どう対応できる力を付けていくかというところに、今後、目を向けてですね、みんなで「どうしたらいいのだろう。」というところを話し合っ、今後を見ていかなければいけないのかなと思います。もちろん保護者のほうにもしっかり家での様子を見てもらうというところを付け加えて、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

教育長

はい。ありがとうございました。

吉田委員

先ほど話題になりましたが「話をしても解決しない」と考える理由も明らかにしたいものです。もちろん、誰が書いたかを詮索するのではなく、「それってどんな気持ちなのだろうね」といった問いかけをして子どもたちで意見交換する時間があるといいと思います。たとえば、「先生に話してもダメ」「〇〇してもダ

メ」といった理由があれば、それによって教師の対応法も違ってくると思います。「話をしてもしょうがない」「どうせ解決しないからあきらめる」ではなく、改善の糸口を見つけ出す努力をしていただきたいと思います。

教育長

はい。ありがとうございます。他にございますか。

教育長

5, 400名近い方がいじめられているとのアンケート結果ですが、この方の現状と言いますか、先ほど御説明で触れられましたけども、もう1回教えていただきたい。

学校安全・安心推進課長

はい。学校安全・安心推進課でございます。この調査の時期が、11月から12月でございますので、その後で各いじめられている生徒さんたちには、このアンケート結果、筆跡ですとか調査方法でクラスのほうでは大体当該生徒の見込みが付きますので、カウンセラーとの面談を含め状況を確認し、行為が全て止んで仲直りの解決が図られている状況です。ただ、国の指針で行為が止んでいる状況でも3か月は少なくとも見守りは続けるよう、そして3か月後、当該生徒さんと被害を受けた生徒さんの保護者にも学校で面談をして確認をするなどそれを持って解決ということにしてほしいと通知が出ております。それに沿って3学期以降対応しておりますので、2月、3月の時点でいじめ行為は、受けていないのだけども、不安だという生徒さんには見守りを続けておりますので、概ねという表現をさせていただいております。

教育長

この件はよろしいでしょうか。

教育長

はいどうぞ。

櫻井委員

今後の取組のところなのですが、クラスの運営という見方で、やったほうがいじめに対して効果的ではないかと思うのですね。と言うのは、クラスを超えていじめをする人というのは非常にわかりやすい人で、誰が見ても「あいつはいじめっ子だ」とわかるのですが、今問題になっているのは、非常に陰湿と言いましようか、わかりにくい、表に出にくい。それは例えば組織として考えますとクラスを1つの単位として、そして全員のコミュニケーションが取れていれば、なかなかいじめは出ないのではないかと思いますので、クラス単位でどうやって減らしていくのか、あるいは全員のコミュニケーションが取れるかという、ここにあります「プログラム」をちゃんとやってですね先生を教育して、クラス運営という形でもっていかないと、個別でやってもなかなか難しいかと思えます。ぜひともプログラムをですね、例えばロールプレイングでも何でもいいですから、そういうことをやって、全員が同じ方向を向くというのは変かもしれませんが、いじめに対して同じ方向を向くようなプログラムを考えていただければと思います。以上です。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。他に何かございますか。

教育長

では、この件についてはよろしいでしょうか。

○報告（４） 「他県で発生した事故・事件を踏まえた幼児児童生徒の安全確保について」

学校安全・安心推進課長

滋賀県大津市で発生した幼児の交通死亡事故及び神奈川県川崎市で発生した殺傷事件等を踏まえ、県教育委員会では次の２点について対応しました。１点目は、大津市における交通死亡事故を受け、５月２２日に庁内関係課で構成する「通学路の交通安全対策に関する関係部署連絡会」にて、過去５年間で子供が当事者となる重大事故が発生した交差点を対象に、警察、道路管理者（国・県・市町村）、教育関係者（保育園、幼稚園、小中学校）合同での緊急点検等の実施について検討を行いました。

また、５月２８日に市町村教育委員会を通じて、公立幼稚園及び小・中・義務教育学校、並びに県立学校に対し、通学路交通安全プログラムに沿った安全確保及び事故報告等の事例に基づく指導について、通知により改めて徹底を要請しました。

２点目は、川崎市で発生した殺傷事件を受け、５月２８日に先ほどの交通に関する通学路の安全確保と併せて、子供たちの防犯に係る登下校時の安全確保について、登下校防犯プランに基づく取組の推進と重大事故や事件の視点を加えた危機管理マニュアル等の見直し等について、各学校に対して要請しました。

また、５月２９日には、知事部局関係各課と情報交換を行い、さらに、５月３０日の県市町村教育長会議において、これまで説明した内容について、市町村教育長に直接、取組の徹底について要請したところです。

報告は以上です。

教育長

はい。ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

教育長

どちらも大変痛ましい事故でしたので、教育委員会としても、できる限りプラン、プログラム、マニュアル等々、改めて見直しその徹底を図っているというところでございます。ただ、学校現場だけではなかなか全てに対処するというのは困難でございますので、地域とか関係機関との連携を十分はかりながら、対応していきたいと考えております。

教育長

はい。お願いいたします。

櫻井委員

すみません。交通死亡事故の大津市の方なのですが、通学路というのはどこで決めているのですかね。

学校安全・安心推進課長

はい。通学路につきましては、基本的に学校、幼稚園のほうで園児または児童生徒が登校する際に、こういう経路を通ってきますということで通学路を学校で決めて市町村宛てに報告をしております。

櫻井委員

例えば、この通学路は車はその通学の時間帯は、もう車が入れないようにするというそういう力はあるのですか。警察とか、学校には。

学校安全・安心推進課長

はい。学校としましては、地域の運営協議会ですとか、自治会等の会議などの場所では、通学路について、ここは危険なので、ということで、警察本部などに時間帯指定で一方通行にしてもらいたいとか、信号機をつけていただくとか、そういったところは学校単独ではなく、地域のコミュニティ自治会と一緒にしているようです。

櫻井委員

そうですね。ただ、平気ですって入ってくる車がたくさんいるのですよ。それはやっぱり徹底的に取り締まらないと、その通学路という定義をもう一度やり直してですね。学校も教育委員会も警察も、そして地域も、認識をちょっともう少し持って、ここは車がもうその時間帯は基本的に入れないと、そこに住んでいる人は別ですけど、それぐらいはやってもいいのではないかと。もし、その通学路以外を歩いてきますから、少なくとも学校の近くの通学路は、目をつぶっても歩けるような、そういう施策を警察と教育委員会とが学校と地域で、なんか話し合うような場を作って、きちんとやった方がいいのではないかなと思います。

あと、川崎市の方なのですが、これもやはりこの通学路に例えば、よく知っているのかもしれませんが、街路灯に、5G（第5世代移動通信システム）を使って全てのデータが取れるようになっていきます。だからその街路灯をつければ、それでその画像も見えますし、音も聞こえるし、それをAIが認知して「何か変だ。」ということができるような事も実証実験は終わっています。

ですから例えば、予算化をして、全部はすぐはできませんけど、モデル校のところでもやってもらうなど、それがあつたから、後ろから刺すような人が減るかとは思いませんけど、でもやっぱり予防にはなるのではないかなと思います。やっぱりそこはITを使って防止するというような、予算化の方も考えていただければと思います。

学校安全・安心推進課長

はい。御指摘の点ありがとうございます。さきほど申し上げました、庁内関係課で構成しております、交通安全対策の関係部署連絡会議がございますので、その場でもそういった情報提供などもさせていただいて、最終的に予算要求となると県警本部の方かなというところもありますので、こういったところを踏まえまして、関係機関の連絡会で共有し、対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

堀内委員

すみません。この通学路交通安全プログラム案とあるのですが、これはまだ実施はしていないのでしょうか。これから行う予定なのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

御指摘の点、ありがとうございます。これは平成25年に政府からこのようなイメージでということを示されたプログラム案ですので、この案を基にすでに各市町村が10ページ以降のこのような形で、項目に沿って作成をしております。

堀内委員

わかりました。ありがとうございます。すみません。ずいぶん前のことなのですが、うちの息子が小学校の時に、年に1回の風水害の避難訓練があつて、集団下校で帰るときに保護者と担当地域の先生と一緒に歩いて行って、子供たちも交えながらこの場所は危ないよねとかを言いながら帰った記憶があるのですが、それと同じような形になるのでしょうか。

これを見ると、大人の方が交通安全課とか教育委員会、PTA代表という方が

通学路を回ってですね、危ないところをチェックするような形みたいなのですが、普段通っているのは子供たちなので、やはり子供たちの目線で危ないところがあるのですよね。私もそのとき一緒について行って、子どもってこういう所に気付くのだとびっくりした思い出があります。なので、ぜひですね、こういうふうな形でチェックをしてですね、安全プログラムというところでマップを作っていたいただくのは大変結構なのですが、そこにやはり子供目線というところをぜひ入れていただきたいと思います。集団下校なんかで1階のPTAの方と学校と子供というような形も考えていただけたらありがたいなと思います。

学校安全・安心推進課長

はい。御指摘の点、ありがとうございます。実際にはこのプログラムを作成する段階では、小学校から代表者が地域の通学路安全対策推進会議のメンバーに入りますので、当然各学校段階では、委員御指摘のように一緒に下校して安全箇所
の点検をして、その結果を学校代表がこの会議で伝えてプログラムの中に入れていくと段取りは取っておりますので、そこは再度しっかりと周知をしていきたい
と思います。ありがとうございます。

堀内委員

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

吉田委員

櫻井委員が通学路等の規制を守らない人がいるというお話ございました。これは
は県警へ相談すべきことですが、一般論として通学路に関する違反はきちんと取
りしめると、それが情報として伝わるでしょう。通学路で違反すると通勤にとっ
てかえって困るぞといったことになると思います。それがあつ程度定期的に行わ
れると社会全体の認識が高まるのではないのでしょうか。

堀内委員

結構今、朝の時間帯ですね、パトカーが巡回をしています。川崎の事件以降、
行き帰りでパトカーを見る数が増えました。なので、県警の方でも、そういう対
策はされて巡回はされているのかなとは思つます。かなりの数を見かけるので、
しっかりとまじめに運転していかないといけないと感じます。

吉田委員

パトカーがいるとみんな守りますね。それが現実の違反につながるとなれば、
単なる牽制ではなくなつて思つます。そうした情報はけっこう伝わるものです。

櫻井委員

子供たちの横断歩道では、交通指導員の方達に権限を与えて、そして切符を切
ると。そしたら、一発で、だからもう全部の交差点にいるわけですから、そうい
うのも熊本で始めてもいいのではないのでしょうか。

教育長

しっかりと今後について県警とも、話したいと思つますけれども。あと川崎市
の事件では、これまでは、どちらかというつ、我々は子供を一人にしないとか、
地域の目が届かない、そういう空白の地域をいかに減らすかという視点でずっと
対応してきたかと思つます。しかし、今回の川崎市は人目の多いところで、しか
も集団でいるところに対して、事件が発生しましたので、今後は、国も含めてで
すね、我々もじゃあそういう集団とか人目につく子供の安全をどう確保してい
かっていうのは大きな課題だと思つておつます。また関係機関と連携しながらで
すね、しっかりと対応していきたいと思つておつます。他になにかござつますか。

教育長

では、この件につきましてはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。
ました。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和元年（2019年）7月2日（火）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時25分